

2 0 2 1 年 度

大学院法学研究科

学 生 便 覧
履 修 要 項

桐 蔭 横 浜 大 学

目 次

I 大学院学生便覧	1
建学の精神	2
学園訓	2
桐蔭学園沿革	3
桐蔭学園歌	4
2021年度学年暦	5
桐蔭横浜大学大学院学則（抜粹）	6
桐蔭横浜大学学位規程	16
桐蔭横浜大学大学院法学研究科の概要	24
諸手続について	26
図書館について	30
II 大学院履修要項	35
1. 法学研究科法律学専攻担当教員組織表	
(1) 修士課程	36
(2) 博士後期課程	39
修士課程専攻案内	40
博士後期課程専攻案内	46
2. 履修案内	48

I 大学院学生便覧

《建学の精神》

1. 社会連帯を基調とした、義務を実行する自由人たれ。
2. 学問に徹し、求学の精神の持ち主たれ。
3. 道義の精神を高揚し、誇り高き人格者たれ。
4. 国を愛し、民族を愛する国民たれ。
5. 自然を愛し、平和を愛する国際人たれ。

《学園訓》

1. すべてのことに「まこと」をつくそう。
2. 最後までやり抜く「強い意志」を養おう。

桐蔭学園沿革

桐蔭学園は、横浜市西北部の鶴見川沿いの緑豊かな丘陵に、昭和39年に高等学校を設立することから発足しました。その後、工業高等専門学校、中学校、小学校、幼稚園を設置し、学園は大きく発展し、それと同時に、文武両道の学園として全国に名が知れ渡るようになりました。

この基盤に立って学園の理想であった一貫教育を達成するため、昭和63年4月、工学部2学科からなる「桐蔭学園横浜大学」を設置しました。平成4年には同大学院工学研究科修士課程、平成5年4月には同法学部、平成6年4月には同大学院工学研究科博士後期課程、平成9年4月には同大学院法学研究科修士課程が設置されるとともに、平成9年4月より大学の名称が変更になり、「桐蔭横浜大学」となりました。平成11年4月には大学院法学研究科博士後期課程が設置され、平成16年4月には念願の桐蔭横浜大学法科大学院が開設されました。また平成20年4月にはスポーツ健康政策学部が新たに設置され、平成27年4月には同大学院スポーツ科学研究科修士課程が設置されました。

桐蔭学園の主な沿革は、次の通りです。

1964（昭和39）年 4月	学校法人桐蔭学園設立、桐蔭学園高等学校開設
1965（昭和40）年 4月	桐蔭学園工業高等専門学校開設
1966（昭和41）年 4月	桐蔭学園中学校開設
1967（昭和42）年 4月	桐蔭学園小学部開設
1969（昭和44）年 4月	桐蔭学園幼稚部開設
1988（昭和63）年 4月	桐蔭学園横浜大学技術開発センター開設
	桐蔭学園横浜大学（工学部）開設
	8月 桐蔭メモリアルホール開設
1991（平成 3）年11月	桐蔭学園工業高等専門学校廃止
1992（平成 4）年 4月	ドイツ桐蔭学園開設
	桐蔭学園横浜大学大学院工学研究科修士課程開設
1993（平成 5）年 4月	桐蔭学園横浜大学法学部開設
1994（平成 6）年 4月	桐蔭学園横浜大学大学院工学研究科博士後期課程開設
	桐蔭学園横浜大学情報センター開設
	桐蔭人間科学工学センター開設
1997（平成 9）年 4月	桐蔭横浜大学に名称変更
	桐蔭横浜大学大学院法学研究科修士課程開設
1999（平成11）年 4月	桐蔭横浜大学法学部昼夜開講制開設
	桐蔭横浜大学工学部学科改組（第1次）
	桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程開設
	桐蔭横浜大学桐蔭生涯学習センター開設
2000（平成12）年 4月	桐蔭横浜大学先端医用工学センター開設
2001（平成13）年 4月	桐蔭学園中等教育学校開設、桐蔭横浜大学留学生別科開設
	5月 桐蔭学園メモリアルアカデミウム開設
2003（平成15）年 4月	桐蔭横浜大学大学院工学研究科修士課程改組
2004（平成16）年 2月	桐蔭学園交流会館開設
	4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科（法科大学院）開設
2005（平成17）年 4月	桐蔭横浜大学工学部学科改組（第2次）
	桐蔭横浜大学大学院工学研究科博士後期課程改組
	桐蔭横浜大学医用工学部開設
2008（平成20）年 4月	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部開設
2015（平成27）年 4月	桐蔭横浜大学大学院スポーツ科学研究科修士課程開設

桐蔭学園歌

加藤楸邨 作詞
荒川よう 作曲



1. ほ の ぼ の と も え い で し く さ の
4. お ほ ぞ ら の せ つ ご の あ お さ ま



ぞ み あ り ふ か く ゆ た か に た た へ た る
こ と あ り さ む き き び し き は て し な き



も ろ く さ の ね の い と な み の い ま あ ら は れ し し る し な
よ の あ ら き み ち つ ら め き て こ の さ ゆ る も の み を ひ た



る い ま い ま あ ら は れ し し る し な る
せ こ の こ の さ ゆ る も の み を ひ た せ

※1、※2は3番
の歌詞のときのみ
右のように歌う。



を か り わ た る み お の づ と む か

1 ほのぼのと

萌え出でし草
のぞみあり

深くゆたかに たたへたる
もろくさの 根のいとなみの
いま あらはれし しるしなる

3 阿夫利嶺を

雁わたる見ゆ
未来あり

もとめもとめて あふれくる
もろもろの胸 いつしらず
おのづとむかふ ところあり

2 いかづちや

くろがねの森
ちからあり

枝をかはして きそひあふ
おのおのの 木の恋ひやまぬ
向きさまたぐる ものはなし

4 大空の

雪後の青さ
まことあり

さむききびしき はてしなき
世の荒き道 貫きて
この冴ゆるもの 身をひたせ

桐蔭横浜大学
2021年度 学年暦
(大学・大学院)

前期開始	4月 1日 (木)
在学生オリエンテーション (オンライン)	4月 1日 (木)
入学式 (大学・大学院)	4月 2日 (金)
新入生オリエンテーション	4月 5日 (月) ~ 4月 8日 (木)
定期健康診断 (在学生)	3月29日 (月) ~ 4月 1日 (木)
定期健康診断 (新入生)	4月 3日 (土)
前期授業開始	4月10日 (土)
前期履修申告期間 (大学・大学院共通)	4月10日 (土) ~ 4月16日 (金)
前期集中授業履修申告期間	7月 1日 (木) ~ 7月 7日 (水)
海の日 (授業日)、前期通常授業終了日	7月22日 (木)
前期定期試験	7月24日 (土) ~ 7月30日 (金)
前期集中授業	8月19日 (木) ~ 9月 4日 (土)
夏期休業	7月31日 (土) ~ 9月 9日 (木)
9月卒業者・修了者発表	9月 3日 (金)
9月卒業式・修了式 (大学・大学院)	9月10日 (金)
後期オリエンテーション	9月10日 (金)
後期授業開始	9月11日 (土)
燦爛祭	9月19日 (日) ~ 9月20日 (月)
後期履修申告期間	9月11日 (土) ~ 9月17日 (金)
学園創立記念日 (授業日)	11月 4日 (木)
後期集中授業履修申告期間	12月 1日 (水) ~ 12月 7日 (火)
後期通常授業終了日	12月23日 (木)
後期補講期間	12月24日 (金) ~ 12月25日 (土)
冬期休業	12月27日 (月) ~ 1月 3日 (月)
後期定期試験	1月 4日 (火) ~ 1月 8日 (土)
大学共通テストに伴う休業	1月14日 (金) ~ 1月15日 (土)
後期集中授業	2月 1日 (火) ~ 2月 5日 (土)
春期休業	3月 1日 (火) ~ 3月31日 (木)
卒業者・修了者発表	3月 2日 (水)
卒業式・修了式 (大学・大学院)	3月19日 (土) 予定
学年終了	3月31日 (木)

桐蔭横浜大学大学院学則（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 桐蔭横浜大学大学院（以下「大学院」という。）は、桐蔭横浜大学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検及び評価の結果については、本学以外の機関（者）による検証を行うものとする。

3 自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

（研究科及び課程）

第3条 大学院に次の研究科を設け、修士課程及び博士後期課程を置く。

法学研究科

修士課程

博士後期課程

工学研究科

修士課程

博士後期課程

スポーツ科学研究科

修士課程

2 前項の研究科の他、法務研究科を設け、法曹養成を目的とする専門職学位課程を置く。

3 法務研究科は、法科大学院とする。

4 法科大学院に関する必要な事項は、別に定める。

（修士課程）

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

（修士課程の教育研究上の目的）

第5条 法学研究科修士課程は、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、加えて一層高度な研究に堪えうる能力及び知見を養成するものとする。

2 工学研究科修士課程は、工学に関する専門領域の知識を身につけ、研究並びに実験を通じて新規の論理と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成するものとする。

3 スポーツ科学研究科修士課程は、学際的な学術領域としてのスポーツ科学を体系的に修得し、その成果を高度専門的職業人として、社会の発展に貢献できる人材を養成するものとする。

（博士後期課程）

第6条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこ

とを目的とする。

(博士後期課程の教育研究上の目的)

第7条 法学研究科博士後期課程は、法律学に関する専門的な研究職及び高度な法律専門職等を志望する者を養成するものとする。

2 工学研究科博士後期課程は、工学に関する専門領域の研究ならびに実験に精通しながら独自の論理と技術を構築し、専門分野とその周辺の工学分野に高度な知識を有しながら、国際的、学際的な研究活動も推進する能力を持つ研究者を養成するものとする。

(専攻)

第8条 研究科に次の専攻を置く。

法学研究科

修士課程 法律学専攻

博士後期課程 法律学専攻

工学研究科

修士課程 医用工学専攻

博士後期課程 医用工学専攻

スポーツ科学研究科

修士課程 スポーツ科学専攻

(入学定員及び収容定員)

第9条 研究科の専攻別、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
法学研究科	法律学専攻	10	20	2	6	26
工学研究科	医用工学専攻	14	28	6	18	46
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	10	20	—	—	20
合計		34	68	8	24	92

(修業年限及び在学年限)

第10条 修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、優れた業績を上げた者については、修業年限を1年として、学長がこれを決定することができる。

2 修士課程には4年を超えて在学することはできない。

3 博士後期課程の修業年限は、3年とする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められる者については、修業年限を大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）として、学長がこれを決定することができる。

4 博士後期課程には5年を超えて在学することはできない。

5 第20条及び第21条の規定により入学した者の修業年限及び在学年限については、学長がこれを決定する。

6 第22条の規定により編入学した者の修業年限は2年とする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められる者については、修業年限を1年として、学長がこれを決定することができる。

第2章 運営組織（略）

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月 1日から 9月20日まで
- (2) 後期 9月21日から 翌年の3月31日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和28年法律第178号)に定める休日
- (3) 学園創立記念日 11月4日
- (4) 春期休業 3月 1日から 4月 5日まで
- (5) 夏期休業 8月 1日から 9月20日まで
- (6) 冬期休業 12月21日から 翌年の1月 7日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定める休業日以外に、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、転入学及び再入学等

(入学の時期)

第17条 大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに許可することができる。

(入学資格)

第18条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1 修士課程

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第19条 大学院へ入学を志願する者は、入学願書に、所定の入学検定料及び書類を添えて、指定の期日までに出願手続をしなければならない。

2 出願手続に関する必要な事項は、別に定める。

(選考及び合格者の決定)

第20条 前条の入学志願者に対して、研究科ごとに試験その他の方法により選考を行う。

2 前項による選考の結果を受け、学長は合格者を決定し、通知する。

3 選考及び合格者の決定に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条により通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出すると共に、所定の学費を納入し入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、研究科委員会の意見を聴き、入学を許可する。

(編入学)

第22条 法務博士の学位を有する者で大学院法学研究科博士後期課程に編入学を志望する者があるときは、法学研究科委員会の意見を聴き、学長が博士後期課程2年次への編入学を許可することができる。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第23条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第24条 第48条の規定により大学院を退学した者又は第51条第1項第3号の規定により除籍された者で、大学院への再入学を志願する者があるときは、研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学を出願できる研究科選考は、原則として退学又は除籍時に所属した研究科専攻とする。

3 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学、転入学及び再入学の入学手続等)

第25条 前3条の規定により入学を志願し、許可された者の入学手続等については、第21条の規定を準用する。

(編入学等における単位の取扱い)

第26条 第22条、第23条及び第24条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い等については、学長がこれを決定する。

2 編入学等の単位の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育方法及び研究指導)

第28条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 履修方法に関する必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第29条 大学院設置基準第14条特例の実施により、大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第30条 研究科の各専攻の授業科目及び単位数は、別表第1(法学研究科授業科目及び単位数)及び別表第2(工学研究科授業科目及び単位数)、別表第3(スポーツ科学研究科授業科目及び単位数)及び別に定める教職課程のとおりとする。

(教職課程)

第31条 修士課程において、教育職員免許状の取得を希望する者は、教職課程の中から、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める授業科目及び単位数を取得しなければならない。

2 教職課程に関する必要な事項は、別に定める。

(履修)

第32条 学生は、定められた授業科目の中から、各学期に履修する授業科目をあらかじめ申告しなければならない。

2 履修に関する必要な事項は、別に定める。

(修得単位)

第33条 修士課程においては、その在学期間中に所要の授業科目を30単位以上修得するほか、必要な研究指導を受けなければならない。

(単位計算の基準)

第34条 授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合はこの限りではない。

2 単位は授業科目の種類により、その計算基準を次の各号のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45時間の実験及び実習をもって1単位とする。
- (4) 講義と演習、実験又は実習を併用して行う授業においては、講義を15時間、演習、実験又は実習を30時間をもって1単位とし、講義の時間を15時間で除した値と、演習、実験又は実習の時間を30時間で除した値の合計で与えられる単位数が1であることをもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示)

第35条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 成績評価基準等に関する必要な事項は、別に定める。

(単位授与及び修得認定)

第36条 修士課程においては、授業科目の履修単位は、試験又は研究報告により合格した者に単位を授与するものとする。

- 2 博士後期課程においては、法学研究科は研究指導、工学研究科は特別演習及び特別研究について、試験又は研究報告により合格した者に単位の授与又は修得認定するものとする。
- 3 前2項の認定は、学期末又は学年末に行う。

(他大学院における授業科目の履修等)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院または大学院以外の教育施設等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により他大学における授業科目を履修し、修得した単位については、学長が10単位を越えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(学位論文及び最終試験)

第38条 修士課程においては、修士論文は、所定の単位を修得してから提出するものとする。最終試験は、所定の単位を修得した者で、修士論文の審査に合格した者に対して行う。

- 2 博士後期課程においては、博士論文は、法学研究科は研究指導で所定の単位を修得し、工学研究科は特別演習及び特別研究で修得認定を受けてから提出するものとする。最終試験は、博士論文の審査に合格した者に対して行う。

第6章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第39条 修士課程の修了要件は、第10条の規定による修学年限以上在学し、専攻科目について必修を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 前項の修了要件を満たした者に対して、研究科委員会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

(博士後期課程の修了要件)

第40条 博士後期課程の修了要件は、第10条の規定による修学年限以上在学し、法学研究科は単位制

による授業を行い、博士後期課程を通じて学生の指導教授（主）が所属する研究分野で、研究指導を必修とし、12単位を修得したうえ、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。工学研究科は単位制による授業は行わないが、博士後期課程を通じて学生の指導教授（主）が所属する研究分野で、特別演習及び特別研究は共に選択必修として開設し、必要な研究指導を受け修得認定されたうえで、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 第22条の規定により編入学した者の修了要件は、第10条の規定による修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 3 前2項の修了要件を満たした者に対して、研究科委員会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

（学位の授与）

第41条 大学院修士課程を修了した者に対し、研究科委員会の意見を聴き、学長は、「修士（法学）」、「修士（工学）」又は「修士（スポーツ科学）」の学位を授与する。

- 2 大学院博士後期課程を修了した者に対し、研究科委員会の意見を聴き、学長は、「博士（法学）」又は「博士（工学）」の学位を授与する。

（論文提出による博士の学位）

第42条 前条第2項に定めるものの他、大学院の博士の課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して、審査を請求することができる。

- 2 大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者には、研究科委員会の意見を聴き、学長が博士の学位を授与する。

（学位規程）

第43条 学位及び学位の授与については、大学院学則の他、別に定める桐蔭横浜大学学位規程による。

第7章 休学、復学、退学、転学及び留学

（休学）

第44条 病気その他特別な理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、休学願にその理由を証明する書類を添えて提出したうえで、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学が不相当と認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、修士課程及び博士後期課程においては、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 休学に関する必要な事項は、別に定める。

（復学）

第45条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学に関する必要な事項は、別に定める。

（転学）

第46条 大学院の学生で、他の大学の大学院へ転学を志願する者があるときは、学長がこれを許可することができる。

(留学)

第47条 大学院の学生が、外国の大学の大学院で修学しようとすることを志願する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

2 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第48条 疾病その他のやむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を記載した退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 退学に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰及び除籍

(表彰)

第49条 大学院の学生として特に善行のあった者に対して、学長が表彰を行うことがある。

2 大学院在学中、成績、人物共に秀でた者に対して、修了時に学長が表彰を行うことがある。

3 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第50条 大学院の学生が、大学院の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合には、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学業を怠り成業の見込みがない者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学期間は、原則として在学年数に算入しない。

5 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第51条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

(1) 第10条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第44条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は行方不明の者

2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学費及び奨学制度

(入学検定料及び学費)

第52条 大学院に入学を志願する者は、第19条の規定により入学検定料を支払わなければならない。

2 第20条により通知を受けた者は、所定の入学金、授業料、施設設備費及び実験実習日等（以下「学費等」という。）を指定の期日までに支払わなければならない。

- 3 大学院の学生は、所定の学費等を指定の期日までに支払わなければならない。
- 4 休学中の学生並びに科目等履修生及び研究生（以下「科目等履修生等」という。）は、所定の学費等を指定の期日までに支払わなければならない。
- 5 入学検定料及び学費等に関する必要な事項は、別に定める。

（学費等の猶予）

第53条 経済的理由により学費の納付が困難であり、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部の徴収を猶予することがある。

- 2 学費等の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

（奨学）

第54条 経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は各種能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる

- 2 奨学の方法は、学費の減免及び給付とする。
- 3 奨学に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生及び研究生等

（外国人留学生）

第55条 日本国籍を有さない者で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志望する者があるときは、大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の意見を聴き、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第56条 大学院において、特定の授業科目等の履修を志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目等について、試験に合格したときは所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生の履修に関する必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第57条 大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生等の取扱い）

第58条 科目等履修生等は、大学院学則及びその他の諸規則を遵守しなければならない。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成9年9月18日から施行する。

附 則
この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成11年7月15日から施行する。

附 則
この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成23年9月17日から施行する。

附 則
この学則は、平成24年3月24日から施行する。

附 則
この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成27年5月23日から施行する。

附 則
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

桐蔭横浜大学学位規程

第1章 総則

(目的)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）学則、桐蔭横浜大学大学院（以下「本大学院」という。）学則並びに桐蔭横浜大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）学則に定めるもののほか、本学が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 学 士 （法学、工学及びスポーツ健康政策学）
- (2) 修 士 （法学、工学及びスポーツ科学）
- (3) 博 士 （法学又は工学）
- (4) 法務博士 （専門職）

2 学位の名称を用いるときは、本学名を附記するものとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与する。

(課程博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。

2 本大学院博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、特別演習及び特別研究を修得して、かつ、必要な研究指導を受けて退学し、退学後3年以内に学位論文を提出した者にも、前項により学位を授与する。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 法務博士（専門職）の学位は、本法科大学院学則の定めるところにより、法科大学院を修了した者に授与する。

(論文博士の学位授与の要件)

第6条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ、本大学院博士後期課程の修了者と同等以上の学力があると確認された者に授与する。

第2章 学士の学位

(学士の学位記)

第7条 学長は、本学学則による卒業要件を満たした者に対して、学士の学位を授与する。

2 学士の学位記は、別記様式1 学士の学位記による。

第3章 修士の学位

第1節 修士の学位

(修士の学位申請書)

- 第8条** 第4条により修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査を受けようとするときは、修士論文の提出に先立ってあらかじめ学位申請書を提出しなければならない。
- 2 学位申請書は、修士論文提出期限の3か月前までに、指導教授又は准教授の承認を得て、学長に提出するものとする。
 - 3 修士の学位申請書は、別に定める。
（修士の論文提出）

第9条 修士論文は、次の書類を学長に提出するものとする。

- (1) 修士論文（所定様式） 1部
- (2) 論文の和文又は英文要旨（所定様式・1,000字程度） 2部

2 修士論文は、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

（修士の論文審査）

第10条 修士論文の審査は、学長の定める審査委員によって行う。

2 審査委員は、指導教授又は准教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担当の教授又は准教授2名以上を加えるものとする。

3 審査委員は、審査が終了したとき、修士論文審査報告書を学長に提出するものとする。

4 修士論文審査報告書は、別に定める。

（修士の最終試験）

第11条 修士の学位に関する最終試験は、審査委員により修士論文を中心にこれに関連する科目について行うものとする。

2 最終試験は、修士論文審査報告書の提出後2週間以内に行う。

3 最終試験は、口頭又は筆答試験によって行う。

4 最終試験の結果は、「合格」又は「不合格」とし、学長に報告するものとする。

（修士の学位授与の判定）

第12条 大学院法学研究科委員会又は大学院工学研究科委員会（以下「大学院委員会」という。）は、修士論文審査報告書に基づき、最終試験の結果を合わせて、修士の学位授与の判定をする。

2 前項の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

3 大学院委員会は、学位授与の判定の結果を学長に報告するものとする。

第2節 修士の学位記

（修士の学位記）

第13条 学長は、前条の報告に基づき、修士論文の審査及び最終試験に合格したと認められた者に対して修士の学位記を授与する。

2 修士の学位記は、別記様式2 修士の学位記による。

第4章 博士の学位

第1節 課程博士の学位

（課程博士の学位申請書）

第14条 第5条第1項により博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査を受けようとするときは、博士論文の提出に先立ってあらかじめ課程博士学位申請書を提出しなければならない。

2 課程博士学位申請書は、博士論文提出期限の3か月前までに、指導教授又は准教授の承認を得て、学長に提出するものとする。

3 課程博士学位申請書は、別に定める。

（課程博士の論文提出）

第15条 博士論文は、次の書類を学長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 博士論文 (所定様式) | 2部 |
| (2) 論文の和文又は英文要旨 (所定様式・2,000 字程度) | 2部 |
| (3) 論文の和文概要 (所定様式・300 字程度) | 1部 |
| (4) 論文の欧文要旨 (所定様式・300 語程度) | 1部 |
| (5) 論文目録 (所定様式) | 3部 |
| (6) 履歴書 (所定様式) | 2部 |

2 博士論文は、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。
(課程博士の論文審査)

第16条 博士論文の審査は、学長の定める審査委員により行う。

2 審査委員は、当該論文に関連する博士後期課程の研究指導科目担当の教授又は准教授のうちから大学院委員会において3名以上選出し、うち1名が主査となる。ただし、必要のあるときは、本大学院の他の教員をこれに代えることができる。

3 博士論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員は、審査が終了したとき、課程博士論文審査報告書を学長に提出するものとする。

5 課程博士論文審査報告書は、別に定める。

(課程博士の最終試験)

第17条 博士の学位に関する最終試験は、審査委員により博士論文を中心に行うものとする。

2 最終試験は、博士論文審査報告書の提出後2週間以内に行う。

3 最終試験は、口頭又は筆答試験によって行う。

4 最終試験の結果は、「合格」又は「不合格」とし、学長に報告するものとする。

(課程博士の学位授与の判定)

第18条 大学院委員会は、博士論文審査報告書に基づき、試験の結果をあわせて、博士の学位授与の判定をする。

2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。その議決は無記名投票による。

(課程博士の審査報告)

第19条 大学院委員会は、博士の学位を授与すべきものと判定したときは、学位の種類、学位授与の年月日、学位授与の要件、博士論文審査報告書及びその担当者氏名を記載した書類を学長に報告するものとする。

2 学位を授与すべきでないと判定した場合には、その判定の結果のみを学長に報告する。学長は本人に通知する。ただし、提出された論文その他の書類は、返却しない。

第2節 論文博士の学位

(論文博士の学位申請)

第20条 第6条により学位を申請する者は、次の書類等を学長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 論文博士学位申請書 (所定様式) | 1部 |
| (2) 博士論文 (所定様式) | 2部 |
| (3) 論文の和文又は英文要旨 (所定様式・2,000 字程度) | 2部 |
| (4) 論文の和文概要 (所定様式・300 字程度) | 1部 |
| (5) 論文の欧文要旨 (所定様式・300 語程度) | 1部 |
| (6) 論文目録 (所定様式) | 3部 |
| (7) 履歴書 (所定様式) | 2部 |
| (8) 第28条に定める審査手数料 | |

2 博士論文の申請は、随時行うことができるものとする。

(論文博士の論文受理)

第21条 学位の申請があったときは、学長は大学院委員会の議決により博士論文を受理するものとする。博士論文が受理されたときは、その審査を大学院委員会に委嘱する。

(論文博士の学力確認)

第22条 前条により博士論文が受理されたときは、大学院委員会は第6条の学力の確認を行わなければならない。

2 学力の確認は、博士論文の研究分野に関連のある授業科目の担当教授または准教授3名以上の委員により行い、うち1名が主査となる。

3 学力の確認は、原則として口頭又は筆答試験により行うものとする。ただし、学位申請者の学歴、研究業績などによって確認を行う場合には、学力の確認のための試験を省略することができる。

4 第5条第2項による博士論文の提出が、博士後期課程を退学した日から5年以内であった場合には、学力の確認のための試験を免除することができる。

5 大学院委員会は、第2項の委員の報告に基づいて学力の確認を決定する。

(論文博士の論文審査等)

第23条 学位申請者の博士論文の審査、試験及び学位授与の判定などについては、第16条から第19条を準用する。

第3節 博士の学位記

(博士の学位記)

第24条 学長は、第19条又は前条の報告に基づき、第5条及び第6条の要件を満たした者に対し、博士の学位記を授与する。

2 博士の学位記は、学位授与の要件が第5条によるときは別記様式3 課程博士の学位記により、また第6条によるときは別記様式4 論文博士の学位記による。

(博士の学位授与の報告)

第25条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与してから3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士の審査要旨等の公表)

第26条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(博士の論文公表)

第27条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者で、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

第4節 論文博士の審査手数料

(審査手数料)

第28条 第6条による博士論文の審査手数料は、別表のとおりとする。

2 前項にかかわらず、第5条第2項による場合で、退学後3年以内の者については、審査手数料を免除する。

3 すでに納入した審査手数料は、返還しない。

第5章 修士及び博士の学位論文の保管

(修士及び博士の学位論文の保管)

第29条 修士の学位論文及び博士の学位論文は、大学情報センターに保管する。

第6章 修士及び博士の学位の取消

(修士及び博士の学位の取消)

第30条 修士又は博士の学位の授与を受けた者で、次の事実があったときは、学長は大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法による学位の授与を受けたとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 前項の大学院委員会の議決は、第18条第2項によって行うものとする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表 (論文博士の審査手数料)

第28条による論文博士の審査手数料	150,000円
-------------------	----------

別記様式1 学士の学位記

割印	桐蔭横浜 大学之印	の学位を授与する	卒業したことを認め学士（○学）	所定の課程を修めて本学を	本学○学部○○○○○学科	年月日生	卒業証書・学位記
○第	桐蔭横浜大学	年月日					
号	学長						
	印						

別記様式2 修士の学位記

割印	桐蔭横浜 大学之印	の学位を授与する	卒業したことを認め修士（○学）	所定の課程を修めて本学を	本学大学院○学研究科○○○○○○○専攻の	年月日生	卒業証書・学位記
桐蔭○修第	桐蔭横浜大学	年月日					
号	学長						
	印						

別記様式3 課程博士の学位記

割 印	桐蔭○博課第	号	学	位	記
					氏名
					年月日生
					本学大学院○学研究科○○○○○○○専攻の
					博士後期課程を修了したので博士(○学)の
					学位を授与する
					年月日
					桐蔭横浜大学
					学長
					印

別記様式4 法務博士(専門職)の学位記

割 印	桐蔭法務博第	号	学	位	記
					氏名
					年月日生
					本学法科大学院の課程を修了したので法務博
					士(専門職)の学位を授与する
					年月日
					桐蔭横浜大学
					学長
					印

別記様式5 論文博士の学位記

割 印	桐蔭○博論第	号	学	位	記
			氏	名	
			年	月	日生
			本学	に	学位論文を提出し所定の審査及び試験
			に	合格したので	博士（○学）の学位を授与す
			る		
			年	月	日
			桐蔭横浜大学		
			学	長	
					印

1. 桐蔭横浜大学大学院法学研究科の概要

(1) 名 称 桐蔭横浜大学大学院法学研究科

(2) 所在地 神奈川県横浜市青葉区鉄町1614番地 桐蔭横浜大学内

(3) 大学院の目的

本大学院は、教育基本法および学校教育法に則り、建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、法学に関する理論的・実践的な能力を備え、社会の進展と福祉に貢献し得る知的・道徳的および応用能力を有する人材を育成することを目的とする。

(4) 課 程 修 士 課 程 平成9年4月開設
博士後期課程 平成11年4月開設

(5) 修士課程の概要

①趣 旨

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

②標準修業年限 標準修業年限は、2年とする。

③入学定員 法律学専攻 10名

④専攻内容 修士課程専攻案内参照

⑤修了要件

修士課程の修了要件は、大学院修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

⑥学 位

修士課程を修了した者には、「修士（法学）」の学位が授与される。

(6) 博士後期課程の概要

①趣 旨

博士後期課程は、法律学に関する専門的な研究職および高度な法律専門職等を志望する者を養成する。

②標準修業年限 標準修業年限は、3年とする。

③入学定員 法律学専攻 2名

④専攻内容 博士後期課程専攻案内参照

⑤修了要件

博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、単位制による授業を行い、博士後期課程を通じて学生の指導教授（主）が所属する研究分野で、研究指導を必修とし、12単位を修得した上、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。但し、博士後期課程2年次編入生については2年以上在学し、研究指導8単位を修得した上で、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

⑥学 位 博士（法学）

課程修了者に対する課程博士のほか、論文提出者に対する論文博士の制度がある。

(7) 奨学金制度

①本学の奨学金制度

修士課程及び博士後期課程では、学業成績等が特に優秀な者または経済的援助の必要な者には、奨学金を支給できる。

博士後期課程における授業料は、国立大学に準じた額とする。

なお、本学卒業生後直ちに大学院に進学した成績優秀な院生に対しては、学生の深い勉学を奨励する目的で、授業料の減額制度が設けられている。現状での制度は以下の通り。

減額制度	修士2年目の授業料を半額とする。
条 件	GPA3.0以上で本学法学部を卒業した院生、5名まで。

②日本学生支援機構

日本学生支援機構奨学金の貸与制度が適用される。

③そ の 他

神奈川県等地方自治体、財団及び会社等による奨学金がある。

2. 諸手続について

(1) 学籍上の異動に関する手続について

休学、復学、退学等、学生としての身分に関する異動については、それぞれ事由を付して学長に願い出て、その許可を得なければ認められません。学生生活上最も重要な事項ですので、願い出をする際は事前に指導教員および学務部に相談して下さい。

①休学願

病気その他特別な理由により、引き続き2ヶ月以上修学することが困難な場合は、休学することができます。休学期間は原則として6ヶ月以上1年以内とし、その期間は在学年数に算入されません。

休学しなければならない事態に至った場合は、指導教員と相談の上、休学願を提出して下さい。休学願には、保証人連署の上、その理由を証明する書類を添付する必要があります。

なお、休学期間中の授業料等については学則第44条に従い、次の通り免除されます。

休学期間	休学願提出期限	学費明細	学費免除額
前期	1月1日(※前年度)～5月31日	授業料	所定額の1/2
		施設設備費	全額免除
		実験実習費	全額免除
	6月1日～9月20日	授業料	免除なし
		施設設備費	免除なし
		実験実習費	免除なし
後期	8月1日～11月30日	授業料	所定額の1/2
		施設設備費	全額免除
		実験実習費	全額免除
	12月1日～3月31日	授業料	免除なし
		施設設備費	免除なし
		実験実習費	免除なし

※休学の項および学則第35条参照

※特別な理由がある場合は、審査によって納入額を軽減することがあります。

※休学願の提出期日は、学務部での受理をもって判断いたします。

※休学期間は半期ごとで区切られており、1年間休学したい場合も半期ごとに申請しなければなりません。

②復学願

休学期間が経過し、事情が好転した場合には、復学願に保証人連署の上、(休学事由が病気の場合は、修学に差し支えない旨の診断書を添えて)学務部まで提出して下さい。

種類	用途	提出期限	提出先
復学願	復学を希望する場合 (復学の項および学則第36条参照)	復学を希望する日の10日前	学務部

③ 退学願

特別な事情等により修学できなくなり、退学しようとするときは、指導教員と相談の上、退学願を学務部まで提出してください。退学願には、保証人連署の上、学生証を添えてください。

種類	用途	提出期限	提出先
退学願	退学を希望する場合 (退学の項および学則第37条参照)	退学を希望する日の10日前	学務部

(2) 証明書について

各種証明書の取扱窓口、手数料等は次の通りです。手数料は証明書自動発行機で納め、出力される申請書を各取扱窓口へ提出して下さい。証明書の種類によっては、交付までに日数を要するものがありますので余裕を持って申し込んで下さい。特に年末年始や長期休暇前は混雑しますので、早めに申し込んで下さい。

証明書自動発行機 (Uniprove/SS) 稼働時間

平日 午前9時～午後5時

土曜日 午前9時～午後3時

日曜日・祝日・その他休校日の取扱はしません。

変更などが発生した場合は掲示や学内情報ホームページで連絡します。

[証明書の取扱窓口、手数料、必要書類等]

証明書の種類	用途	取扱窓口	手数料	交付日
在学証明書	就職・進学等	学務部	1通につき 200円	受付の 翌日以降
成績証明書				
単位修得証明書				
修了証明書				
修了見込証明書				
教育職員免許状 取得見込証明書				
学生証 (再交付)	学生証の紛失、 汚損・破損等	学生部	1,000円	
健康診断書	就職・進学等		200円	
学生割引証 ※1	帰省、旅行、学会、 クラブ活動等	学生部	不要	証明書自動発行機で即時
通学証明書 ※2	通学定期券の 購入		不要	受付当日

※1 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）は、JR路線の片道101 km以上の区間を乗車船するときに利用できるもので、運賃（普通乗車（乗船）券）が2割引になります。発行は一度に4枚、年間10枚までで、有効期間は発行日から3ヶ月以内です。なお、学割証が利用できるのは、次の場合に限りです。

- ①大学休暇中の帰省または旅行
- ②実験・実習等の正課の教育活動
- ③大学で認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課以外の教育活動
- ④就職または進学のための受験等
- ⑤大学が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- ⑥病気治療その他修学上支障となる問題の処理等
- ⑦その他、大学が適当と認めた場合

なお、学割証の他人への譲渡は禁止されています。万一、学割証の不正使用が見つかった場合は、以後の学割証の発行が停止され、そのうえ通常運賃の3倍の追徴金を課せられることとなりますので、十分注意して下さい。また、期限切れの学割証は利用できませんので、利用の際は有効期限に注意して下さい。

※2 通学証明書

①JRおよび私鉄の通学定期券

購入の際には、通学証明書が必要です。学生部備え付けの「通学証明書」に必要事項を記入の上、学生部で証明印を受け、定期券売場にて学生証を添えて購入してください。学生証裏面のシールには、定期券を購入する前に必要事項（学籍番号、氏名、現住所、通学区間）を必ず記入しておいてください。なお、購入できる乗車区間は、現住所の最寄駅と大学の最寄駅との最短距離となります。アルバイト等の関係で廻り道をするような区間の購入はできません。また、学生証裏面の「通学定期乗車券発行控」の欄が一杯になったら、学生部まで申し出てください。

②バスの通学定期券

購入の際には、通学証明書が必要です。学生部備え付けの「通学証明書」に必要事項を記入の上、学生部で証明印を受け、定期券売場にて学生証を添えて購入してください。

(3) その他の手続・届出等

その他、手続・届出等が必要なものは、次の通りです。

種 類	用 途	提 出 期 限	提出先	
身 上 関 係 等	住所変更届	学生本人または保証人の住所を変更した場合 (学生本人の押印が必要)	変更後、速やかに	学務部
	保証人変更届	保証人を変更した場合 (新しい保証人の押印が必要)	変更後、速やかに	
	改姓名届	氏名を変更した場合	変更後、15日以内	
課 外 活 動 関 係 ・ そ の 他	校舎内時間外使用申請(許可)書	研究・クラブ活動等で夜間、 本学施設を使用する場合	使用する日の17時 (土曜日は15時)	学生部
	施設使用許可願	クラブ活動等で、本学施設を使用する場合	使用する日の3日前	
	学外活動許可願	学外でクラブ活動等を行う場合	活動する日の1週間前	
	学外活動報告書	学外で行ったクラブ活動等の報告	活動後1週間以内	
	合 宿 願	クラブ活動等で合宿を行う場合	合宿の1週間前	
	自転車・バイク 通学届	自転車またはバイクで通学する場合	自転車・バイク通学を始める 前に	
	被 害 届	学内で盗難等の被害に遭った場合	被害発生後、速やかに	
	学生保険に関する 書類	学生保険の対象となる事故が発生 した場合	事故発生後、速やかに	

◎事務窓口受付時間

本学の事務窓口の受付時間は、次の通りです。なお、日曜日、祝祭日、休校日の受付は行いません。

- ・平 日 9:00 ～ 18:00
- ・土曜日 9:00 ～ 15:00

3. 図書館について

図書館は、「知の砦」である大学の中核をなすものです。学習・研究者のあらゆる要求に可能な限り迅速に、正確に、詳細に応えるものでなければなりません。本学図書館は、その使命達成のために惜しむことなく努力を続けていきます。また、図書館は利用者の意識によってその理念が高められていくものでもあります。どうぞ、理想の図書館づくりに参加してください。

大学院生が利用できる施設は、大学情報センター(学園第1図書館)、メモリアルライブラリー、学園第2図書館(男子高校棟)の3施設です。

■図書館の利用方法

1. 大学情報センター(学園第1図書館) 開館時間

- (1) 閲覧利用 9:00～21:00 (月～土曜日)
9:00～17:00 (日曜・祝日/大学授業日は21時まで)
- (2) サービス 9:00～18:45 (資料の館外貸出、文献複写等/日・祝は閲覧のみ)

2. メモリアルライブラリー開館時間(メモリアルアカデミウムB1階)

- (1) 開館時間 10:00～18:00 (月～土曜日)
- (2) 日曜・祝日は閉館です。
- (3) ヨーロッパ法史分野を中心とした研究図書館で、大学生以上が利用できます。

3. 学園第2図書館(高校棟) 開館時間

- (1) 開館時間 7:00～19:00 (月～金曜日) ※冬期(11～3月)は 18:30 まで
7:00～17:00 (土曜日) ※日曜・祝日は閉館
- (2) 文芸書が充実しています。大学生以上も利用可、資料の館外貸出しもできます。

4. 利用方法

- (1) 図書館の利用には学生証・身分証が必要です。必ず持参してください。図書館入口の入館ゲート右側のスリットに学生証を通すとゲートが開きます。
- (2) 学生証を忘れたときは、入口ゲート脇のチャイムを鳴らして係員にお知らせください。当日のみ有効の利用カードを貸与します。

5. 利用資格

- (1) 本学学生
- (2) 本学園高等学校生徒(中等教育学校後期課程を含む)
- (3) 本学園教職員
- (4) 本学卒業生
- (5) 生涯学習講座受講生など、学長が特に許可した者
- (6) 地域在住の方(一般社会人) ※資料閲覧に限り、当日のみ。(要、事前連絡)

6. 退館時の注意

- (1) 退館の際は出口ゲートをそのまま通過してください。
- (2) 図書館の資料は、無断で館外へ持ち出せないようになっています。借り出した場合は、必ず貸出手続きをしてください。
- (3) 出口の装置が警報を発したときは、係員の指示に従ってください。

■館外貸出サービス（大学情報センター）

1. 資料の貸出し

- (1) 図書館の資料を借りるには、学生証が必要です。
- (2) 借りる図書に学生証を添えてカウンターにお持ちください。貸出手续を行い、返却期限日(次項)を押印します。貸出手续をとらず、資料を持ち出すことはできません。

2. 貸出冊数、期間

- (1) 貸出冊数、期間は以下の通りです。

対象者	貸出冊数	貸出期間	貸出しの延長(更新)
学部生	5冊まで	2週間	1回(2週間)
大学院生	20冊まで	4週間	1回(4週間)

- (2) 各種事典や辞書、六法などは館内で閲覧してください。貸出しのできない資料には背表紙に「禁帯出」、「館内」のラベルを貼っています。
- (3) 夏期休暇期間については長期貸出制度があります。詳細は館内の掲示を確認してください(夏期休暇前に掲出します)。

3. 貸出期間の延長（貸出更新）

- (1) 他の利用者が予約していなければ、図書の貸出期間を1回延長することができます。返却期限内に、延長したい図書と学生証をカウンターに持参してください。
- (2) オンラインサービス(個人認証機能)により、図書館ホームページからも更新申込みができます。
- (3) 他の資料を延滞中、または、貸出停止期間中の場合は期間延長ができません。

4. 貸出しの予約

- (1) 利用したい資料が、他の利用者により貸出中の場合は、予約ができますのでカウンターまで申し出てください。資料が返却され次第、メールにてご連絡します。
- (2) 予約資料はカウンターにて1週間取り置きをします。1週間以内に引き取りに来ない場合、キャンセルとみなします。
- (3) オンラインサービス(個人認証機能)により、図書館ホームページからも予約申込みができます。
- (4) 他の資料を延滞中、または、貸出停止期間中の場合は予約を受け付けません。

5. 資料の返却

- (1) 借用中の資料は本人が責任をもって管理してください。紛失や延滞の原因になりますので、又貸しは絶対にしないでください。
- (2) 資料は返却期限内に図書館の総合受付カウンターまで返却してください。図書館通用口横のブックポストに投函しても結構です。
- (3) 返却手をせず、書架に直接戻しても返却したことにはなりません。
- (4) 借用中、または、閲覧中の資料を紛失、破損、汚損したときは、すみやかに申告してください。原則として、同じ図書により弁償していただきます。

6. 延滞時の罰則

- (1) 返却期限に遅れた場合には、返却日の翌日から起算して、(延滞冊数)×(延滞日数)の期間、貸出しを停止します。
- (2) 資料を延滞している場合、新たな貸出しはできません。

7. 雑誌の貸出し

- (1) 文芸誌、評論誌等の一般雑誌については、最新号を除き、3冊まで1週間の貸出しができます。
- (2) 学術雑誌、研究紀要については、原則として貸出しはしていません(教員のみ可)。

8. 文献複写・PCプリントアウト

- (1) 利用時間 [プリペイド] いつでも利用できます。
[現金払い] 9:00~18:45 (月~土曜日)
- (2) 料金 1枚10円(500円、1,000円のプリペイドカードあり)
※学外への文献複写依頼は実費となります(詳しくはカウンターまで)。
- (3) プリペイドカード販売 9:00~18:45(月~土) ※夜間・休日は販売しません。
- (4) 「複写申込書」に記入のうえ、係員の了解のもとで、コピー室(2階、カウンター隣)の複写機を使用してください。
- (5) 修士論文については、著者の許諾を得ているものを除き、複写できません。
- (6) 著作権法第31条(図書館等における複製)の規定により、図書館にて複写物を提供できるのは下記の範囲内のみです。
 - [複写目的]: 利用者の調査研究のためであること
 - [複写対象]: 図書館の所蔵資料に限ること(持ち込みのノートなどは複写できません)
 - [複写部数]: 一人につき一部のみ
 - [複写範囲]: 著作物の一部分(半分以下)のみ(全体のコピーは不可)
※ただし、定期刊行物に掲載された論文については、最新号を除き、個々の論文全体を複製することができます。

■その他のサービス(大学情報センター)

1. 各種の利用相談(レファレンス)

- (1) 図書館の使い方や資料の探し方がわからないときなど、資料に関することは、どうぞお気軽にご相談ください。
- (2) 希望の資料が当館にない場合、他図書館への利用紹介状を発行できます(学部生以上)。

2. 横浜市内大学図書館コンソーシアム

- (1) 本学図書館は「横浜市内大学図書館コンソーシアム」に加盟しています。学生証又は大学発行の身分証明書を提示し、手続をすることで、加盟各図書館の館内利用ができます。
- (2) 手続方法は各館によって異なり、紹介状が必要な図書館もあります。また、利用時期等に制限がある場合もあります。詳しくは図書館カウンターにてお訊ねください。
 - [相互利用可能な施設]
神奈川大学図書館、関東学院大学図書館、國學院大學たまプラーザ図書館、鶴見大学図書館、東京工業大学附属図書館(すずかけ台分館)、東京都市大学横浜キャンパス図書館、明治学院大学横浜校舎図書館、横浜国立大学附属図書館、横浜商科大学図書館
 - [紹介状が必要な施設]
慶応義塾大学日吉メディアセンター、横浜市立大学学術情報センター
 - [女子学生のみ利用できる施設]
東洋英和女学院大学図書館、フェリス女学院大学附属図書館

3. 学生用図書の購入申込み(購入リクエスト)

- (1) 学生用図書として、本学学生の学習及び研究に資する図書の購入希望を受付けます。備付けの学生用図書購入希望申込書をご記入の上、お申し込みください。
- (2) 購入できない資料もありますので、申込みにあたっては申込書裏面の注意事項をよくお読みください。
- (3) オンラインサービス(個人認証機能)により、図書館ホームページからも購入依頼ができます。

4. 館内閲覧用設備の利用について

- (1) グループ閲覧室 (B1 階)
図書館資料を用いたグループ学習のための閲覧室です。ホワイトボード、プロジェクタ、簡易スクリーンを備えています。複数人でご利用ください。ゼミ等でも利用できます。利用申込みは2階カウンターまで。
 - 利用対象：大学生、教職員
 - 利用時間：3時間まで(利用希望者がいなければ、当日に限り延長できます)※飲食及び喫煙は一切禁止です。また、談笑の場ではありません。周囲の迷惑とならぬよう、話し声の大きさには十分注意してください。
- (2) 個人用閲覧席 (キャレル)
各階に学習に集中できる個人用閲覧席を用意しています。ノートパソコンを使用する場合は、個人用閲覧席にて使用してください。
- (3) 視聴覚ブース (2階、9台)
スポーツ分野を中心としたDVDを所蔵しており、視聴覚ブースにて視聴できます。一部は館外貸出もできます。外部からの持ち込みソフト等の視聴はお断りいたします。
- (4) 情報検索用パソコン (2階、13台)
オンライン・データベース：聞蔵(朝日新聞)、ヨミダス文書館(読売新聞)、ジャパンレッジ(百科事典)、J-DreamIII(科学文献検索)、CiNii(図書・雑誌記事検索)等の検索及びインターネット、電子ジャーナルの閲覧が可能です。

5. 書庫内資料の閲覧

- (1) 地下書庫へ入庫の際は、カウンターにて学生証(身分証)を提示して下さい。
- (2) 節電のため、書庫内は一部を除き常時消灯しています。
- (3) 書架は電動式です。メインスイッチを入れ、次に各書架のスイッチを入れると書架の照明が点灯します。

6. オンライン・サービス(個人認証機能)について

- (1) 図書館ホームページより個人認証機能を利用することができます。これは、図書館をより便利に使うためのパーソナルサービスで、大学生は以下の機能を利用できます。
 - 貸出更新(貸出期間の延長)
 - 予約依頼(大学図書館・メモリアルライブラリーの蔵書が対象)
 - 学生用図書購入申込み
 - 新着通知メール(新着図書・雑誌の通知)
 - ブックマーク(検索結果の保存)
- (2) ログインID: 学生はシラバスネットのID、パスワードと同じです。

■図書館利用上の注意

図書館は心静かに学ぶための公共の場所です。落ち着いた雰囲気を守るため、館内では次の点に留意してください。他の利用者への配慮を忘れず、協力して快適な環境を創り出しましょう。

- (1) 館内では静粛にしてください(参考閲覧室、グループ閲覧室では会話できます)。
- (2) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードにしてから入館してください。なお、館内での通話をご遠慮ください。
- (3) 館内での飲食・喫煙(トイレ、ロビーでも)は厳禁です。
- (4) 長時間席を離れるときは、閲覧席に荷物を置いたままにしないでください。また、貴重品は必ず携行してください。紛失、盗難について、図書館は一切責任を負いません。
- (5) ソファや床に寝ころぶのはやめてください。他の利用者の迷惑となる行為はしないでください。
- (6) 図書館資料、備品・設備は大切に扱ってください。
- (7) 省エネルギー、節電にご協力ください。

Ⅱ 大学院履修要項

(講義内容の詳細はユニバーサルパスポートでシラバスを参照してください)

1. 法学研究科法律学専攻担当教員組織表

(1) 修士課程

研究分野	授 業 科 目	担 当 教 員	必修 選択 自由 の別	年次及び単位数				
				1年次		2年次		計
				前 期	後 期	前 期	後 期	
	研 究 指 導 I	各 指 導 教 授	必修	2		2		4
	研 究 指 導 II	各 指 導 教 授	必修		2		2	4
基 礎 法 学	法 情 報 学 特 講 I	笠原 毅彦 教授	選択	2		2		4
	法 情 報 学 特 講 II	笠原 毅彦 教授	選択		2		2	4
	法 学 基 礎 理 論 特 講	2021年度閉講	選択	2		2		4
	西 洋 法 史 特 講 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	西 洋 法 史 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
	日 本 法 史 特 講 I	出口 雄一 教授	選択	2		2		4
	日 本 法 史 特 講 II	出口 雄一 教授	選択		2		2	4
	法 社 会 学 特 講 I	河合 幹雄 教授	選択	2		2		4
	法 社 会 学 特 講 II	河合 幹雄 教授	選択		2		2	4
	英 米 法 特 講 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	英 米 法 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
	ド イ ツ 法 特 講 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	ド イ ツ 法 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
	中 国 法 特 講 I	韓 寧 教授	選択	2		2		4
	中 国 法 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
	比 較 法 文 化 論 特 講	2021年度閉講	選択		2		2	4
	政 治 学 特 講 I	原 千砂子 教授	選択	2		2		4
	政 治 学 特 講 II	原 千砂子 教授	選択		2		2	4
	西 洋 政 治 史 特 講 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	西 洋 政 治 史 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
政 治 思 想 史 特 講 I	升 信夫 教授	選択	2		2		4	
政 治 思 想 史 特 講 II	升 信夫 教授	選択		2		2	4	
公 共 政 策 演 習 特 講	升教授・犬山非常勤講師	選択	2		2		4	

研究分野	授 業 科 目	担 当 教 員	必修 選択 自由 の別	年次及び単位数				
				1年次		2年次		計
				前 期	後 期	前 期	後 期	
基礎 法学	現 代 政 治 特 講	升 信 夫 教 授	選択		2		2	4
	グ ローバルスタディーズ	2021年度閉講	選択		2		2	4
	サ ヴ ィ ニ ー 研 究	2021年度閉講	選択		2		2	4
	基 礎 法 学 文 献 研 究 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	基 礎 法 学 文 献 研 究 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
実 法 学	憲 法 特 講 I	森 保 憲 教 授	選択	2		2		4
		茂 木 洋 平 准 教 授	選択	2		2		4
	憲 法 特 講 II	森 保 憲 教 授	選択	2		2		4
		茂 木 洋 平 准 教 授	選択	2		2		4
	行 政 法 特 講 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	行 政 法 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
	国 際 公 法 特 講 I	内ヶ崎 善英 教 授	選択	2		2		4
	国 際 公 法 特 講 II	内ヶ崎 善英 教 授	選択		2		2	4
	外 交 史 特 講 I	ペマ・ギョル 客員教授	選択	2		2		4
	外 交 史 特 講 II	ペマ・ギョル 客員教授	選択		2		2	4
	租 税 法 特 講 I	福井 康佐 教 授	選択	2		2		4
	租 税 法 特 講 II	福井 康佐 教 授	選択		2		2	4
	経 済 法 特 講 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	経 済 法 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
	刑 法 特 講 I	谷脇 真渡 教 授	選択	2		2		4
	刑 法 特 講 II	谷脇 真渡 教 授	選択		2		2	4
	刑 事 訴 訟 法 特 講 I	麻妻 和人 教 授	選択	2		2		4
	刑 事 訴 訟 法 特 講 II	麻妻 和人 教 授	選択		2		2	4
刑 事 政 策 特 講 I	竹村 典良 教 授	選択	2		2		4	
刑 事 政 策 特 講 II	竹村 典良 教 授	選択		2		2	4	

研究分野	授 業 科 目	担 当 教 員	必修 選択 自由 の別	年次及び単位数				
				1年次		2年次		計
				前 期	後 期	前 期	後 期	
実	民 法 特 講 I	中野 邦保 教授	選択	2		2		4
		山口 裕博 非常勤講師	選択	2		2		4
	民 法 特 講 II	中野 邦保 教授	選択		2		2	4
		山口 裕博 非常勤講師	選択		2		2	4
定	商 法 特 講 I	竹内 明世 教授	選択	2		2		4
		江口 眞樹子 教授	選択	2		2		4
	商 法 特 講 II	竹内 明世 教授	選択		2		2	4
		江口 眞樹子 教授	選択		2		2	4
法	裁 判 法 特 講 I	秋田 知子 准教授	選択	2		2		4
	裁 判 法 特 講 II	秋田 知子 准教授	選択		2		2	4
	民 事 訴 訟 法 特 講 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	民 事 訴 訟 法 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
学	民 事 執 行 保 全 法 特 講 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	民 事 執 行 保 全 法 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4
	労 働 法 特 講 I	勝亦 啓文 教授	選択	2		2		4
	労 働 法 特 講 II	勝亦 啓文 教授	選択		2		2	4
	国 際 私 法 特 講 I	2021年度閉講	選択	2		2		4
	国 際 私 法 特 講 II	2021年度閉講	選択		2		2	4

(2) 博士後期課程

授 業 科 目	担 当 教 員	必修 選択 自由 の別	年 次 及 び 単 位 数						
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		計
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
研究指導 I	内ヶ崎善英 教 授	必修	2		2		2		6
	麻妻 和人 教 授		2		2		2		
	河合 幹雄 教 授		2		2		2		
	勝亦 啓文 教 授		2		2		2		
	竹内 明世 教 授		2		2		2		
	竹村 典良 教 授		2		2		2		
	出口 雄一 教 授		2		2		2		
	原 千砂子 教 授		2		2		2		
	升 信夫 教 授		2		2		2		
	森 保憲 教 授		2		2		2		
研究指導 II	内ヶ崎善英 教 授	必修		2		2		2	6
	麻妻 和人 教 授			2		2		2	
	河合 幹雄 教 授			2		2		2	
	勝亦 啓文 教 授			2		2		2	
	竹内 明世 教 授			2		2		2	
	竹村 典良 教 授			2		2		2	
	出口 雄一 教 授			2		2		2	
	原 千砂子 教 授			2		2		2	
	升 信夫 教 授			2		2		2	
	森 保憲 教 授			2		2		2	

修士課程専攻案内

(1) 大学院法学研究科の教育方針

大学院法学研究科は、学部レベルでの基本的な法知識及び法技術の修得を前提として、さらに世界的視野で問題を捉え、諸外国の法情報を収集するだけでなく、わが国の法学研究を広く海外に発信して国際的規模での法情報の共有を図り、これに基づいて諸国の法律家とのコミュニケーションを担い、研究者や司法書士など高度の法律専門職業人を養成し、もって現代の要請に応じたわが国の法秩序の発展と法的国際協力の促進に資することを教育方針とする。

(2) 法律学専攻及びコースについて

・カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の基本方針）

桐蔭横浜大学法学研究科は、法務研究科(法科大学院)と並存していることの意義に鑑み、カリキュラムの編成と実施に際し、学術コース、比較法コース、専修コースおよびポストキャリアコースの4コースを置き、それぞれ、研究者の養成、留学生の教育、高度専門実務家の育成、そして実務から学問への発展の援助を目的とする。但し、本研究科のディプロマポリシーにしたがい、高度な国際化に対応しうる広い視野を育成するため、細分化された専攻の枠にとらわれず任意の授業科目を自由に選択できることが重要であり、科目履修に際してコースによる制限はしないものとする。

以上にくわえ、とくに修士課程においては充実した修士論文を完成させるため指導教員によるきめ細かな研究指導を行うとともに、現代の複合的な法現象の研究には、関連する複数の分野の知見から成る立体的視点からの問題把握が不可欠であり、集団的指導による対応を図っていく必要がある。とりわけ修士論文の中間報告会においては、多くの教員による多面的指導を行い、修士論文の完成度を一段と引き上げていく。

・ディプロマポリシー（学位授与の基本方針）

修士課程

本学大学院学則に示されているように、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、くわえて一層高度な研究に耐えうる能力及び知見を養成することが本課程の目的であり、この目的を達成するため、それぞれの法分野及び政治学の高度な専門的知見を獲得し、そこで得られる広い視野により、国際化した法体系全体の中で専門的知見を位置づけ、展開しうる能力を身につけることが学位取得の前提となる。すなわち、基礎法学及び政治学などの学修を通じて体系的視点を身につけ、専門分野における十分な法解釈能力と他国の実例を参照するための比較法の方法論を身につけねばならない。具体的には、本学所定の修了要件を満たし、上記の能力を獲得したことを証明できるレベルの修士論文を提出し、最終試験に合格した者に修士(法学)の学位を授ける。

博士後期課程

本学大学院学則に規定された、法律学に関する専門的な研究職及び高度な法律専門職を志望する者を養成するとの目的に従い、専門とする法分野の細部にわたる充実した知見を身につけ、強い問題意識に裏付けされたオリジナリティーのある研究を遂行する能力、または、新奇性のある問題に対しても体系的視点及び学際的視点から法的議論を広く深く展開する能力を身につけることが要求される。論文執筆のための指導を受け、所定の要件を満たした博士論文を期限内に執筆し、上記の能力を証明できるレベルに達したことを示し、さらに最終試験に合格した者に博士(法学)の学位を授ける。

(3) 授業科目について

大学院法学研究科修士課程において開講される授業科目は、基礎法学分野と実定法学分野に分け、セメスター制により、原則として、前期開講科目をⅠ、後期開講科目をⅡとして開講する。

(イ) 基礎法学分野

基礎法学分野の担当教員は、次のとおりである。

法情報学特講Ⅰ	法情報学特講Ⅱ	教授	法学修士	笠原 毅彦
日本法史特講Ⅰ	日本法史特講Ⅱ	教授	法学博士	出口 雄一
法社会学特講Ⅰ	法社会学特講Ⅱ	教授	法学修士	河合 幹雄
中国法特講Ⅰ	中国法特講Ⅱ	教授	法学博士	韓 寧
政治学特講Ⅰ	政治学特講Ⅱ	教授	法学修士	原 千砂子
政治思想史特講Ⅰ	政治思想史特講Ⅱ	教授	法学博士	升 信夫

基礎法学分野の授業科目の概要は、次のとおりである。

科 目	概 要
法情報学特講	情報革命による情報化社会の成立は、社会にさまざまな変革をもたらしている。これらの変革は、当然、法制度にも大きな影響を与えているが、最新の問題点を追いながら、これら新しい情報法の解釈、新しい法制度のあるべき姿を追っていく。
日本法史特講	近年、日本近現代史について、新たな分析視角を導入した意欲的な通史が積極的に編まれている。これらの通史のうち一つを選んで精読し、そこに現れる法的問題について発見、検討する事を目的とする。
法社会学特講	犯罪と社会および法の関係の考察を中心とする。日本の犯罪は僅かに増加傾向を示し始めているに過ぎない一方、犯罪に対する不安は増大している。日本の伝統的な治安のよさの原因を、広く社会内の人間関係まで考察し、その伝統が崩れつつある状況を考察する。
中国法特講	現代の中国法は、中国固有法を基礎にして、旧ソ連の法、大陸法、英米法、日本法等の先進理論及び制度を導入しながら、構築されたユニークな法システムである。日本法と比較する手法で、中国法における制度、理念及び実務状況について考察と分析を行い、より高い視点から日本と他国の法制度と文化を理解することを目的とする。
政治学特講	政治学および法律学の基本概念であり当為でもあるところの「正義」や「公正」、「社会秩序」といった概念について、平易かつ根底的に考えることを目的とする。
政治思想史特講	自由主義、保守主義などの概念は、客観的な実体として存在しているわけではなく、現在を生きる論者が、未来を志向する根拠付けを得るため、過去に恣意的に探し出す物語という性質を必ず帯びている。20世紀アメリカを中心として、保守とリベラルという観念が、どのようなドラマを演じてきたかを具体的素材としながら、政治や法学の分析的観念の操作性について考える。

現代政治特講 公共政策演習特講	これらの科目は、現代の政治経済現象を幅広く捉えると同時に、その知見を踏まえた政策的展開の実例を知ること狙いとし、あわせて、専修コースの充実を目的としている。いずれの科目でも、大学外のメディア、研究所、政治行政実務分野等で活躍している講師を招き、講義の1/3程度を指導してもらう。
--------------------	---

(ロ) 実定法学分野

実定法学分野の担当教員は、次のとおりである。

憲法特講 I	憲法特講 II	教授	法学修士	森	保憲
憲法特講 I	憲法特講 II	准教授	博士(法学)	茂木	洋平
国際公法特講 I	国際公法特講 II	教授	法学修士	内ヶ崎	善英
外交史特講 I	外交史特講 II	客員教授	政治学博士	ハマキ	ヤルホ
刑法特講 I	刑法特講 II	教授	法学修士	谷脇	真渡
刑事訴訟法特講 I	刑事訴訟法特講 II	教授	法学修士	麻妻	和人
刑事政策特講 I	刑事政策特講 II	教授	法学修士	竹村	典良
民法特講 I	民法特講 II	教授	法学修士	中野	邦保
商法特講 I	商法特講 II	教授	法学修士	竹内	明世
裁判法特講 I	裁判法特講 II	准教授	法学修士	秋田	知子
労働法特講 I	労働法特講 II	教授	法学修士	勝亦	啓文

実定法学分野の授業料目の概要は、次のとおりである。

科 目	概 要
憲法特講	人権・統治にかかわるテーマを含めて、憲法に対する侵害行為にはどのようなものがあるか、それに対する憲法の保障の方法としてどのようなものがあるか、統治機構と憲法理念との関係はどうか、現実との乖離はないか、などを取りあげる。
国際公法特講	国際の平和維持と安全保障にかかる国際社会のこれまでの構造、条約化されてきたシステムおよびその背後にある思想を中心的な問題として取りあげる。
外交史特講	近・現代における日中関係の歴史の分析ないし検討のために、これにかかわる問題として、アメリカなどからの視点を取りあげる。一連の政策、対中戦争の原因と結果、歴史的影響など、重大な歴史問題の意味を検討する。
刑法特講	近代刑法学の大前提である罪刑法定主義についての意義ないし機能について再検討することを目標とする。現代における犯罪の多様化、国際化、これらに対する処罰の拡大化、重罰化という動向にあつて、個別的な犯罪現象を分析し、考察することを踏まえて、正しい理解とその解決のあるべき姿を検討する。

刑事訴訟法特講	刑事手続に焦点を当てて研究する。日本の刑事手続法を理解した上で、アメリカ合衆国の刑事手続と対比しながら考察する。合衆国最高裁の判例を読み、争点がどのように解決されているか、それはどのような理由付けによるかを理解し、日本における刑事手続上の問題点をどのように解決すべきかを探る。
刑事政策特講	犯罪現象の背後にある精神的な障害、心理的抑制、覚せい剤・麻薬などの薬物、自然的・地理的環境、家庭環境や地域社会、経済的条件など、社会的要因を拾いあげ、犯罪現象の発生原因について考察したうえで、犯罪者の処遇に関する法規ないし制度について、犯罪抑制という側面できかに機能しているか、刑罰の本質を踏まえて、検討することを目標とする。
民法特講	取引法にかかるテーマでは、これと密接な関連をもつ担保物権制度も含め、今日的な課題を取りあげ、また、不法行為にかかるテーマでは、交通事故や医療過誤など現代的な訴訟を取りあげ、これらについての判例や学説などを検討し、判例の底流にある生きた規範は何であるかを探求することを目標とする。
商法特講	会社法を中心に、経済的規制緩和に伴って求められる法制度、法思想、消費者保護を前提にしつつ、新たな企業のあり方、コーポレートガバナンスのあり方を検討することを目標とする。具体的には、取締役の責任が問われた株主代表訴訟などの判例を通じて、取締役の行動基準はどうあるべきか、その責任のあり方はどうかなど、アメリカにおける理論状況なども併せて考察し、理解させる。
裁判法特講	現在進められている司法制度改革における重要問題を取りあげて、その背景にある事情、これを解消するための具体的改革案について、理解し、検討することを目標とする。たとえば、訴訟コストの負担、とりわけ弁護士報酬についての敗訴者負担、訴訟費用保険などを、訴訟制度を取り巻く司法制度との関連において、比較法的視点も含めた大局的な観点から、考察し、検討する。
労働法特講	労働法の体系的理解と、判例研究の手法を習得することを目的とする。

(4) 履修について

院生は、指導教授による研究指導（半期2単位）を2年間、計8単位履修しなければならない（必修）。これ以外に22単位以上修得しなければならないが、各自の研究課題の達成及び将来の目標に応じて、自主的に履修することが必要である。このために、院生は、各自の研究分野の授業科目の履修を中心としつつも、研究分野の枠にとらわれずに、自主的に任意の授業科目を選択することができる。たとえば、民法と憲法・行政法などの公法との交錯がますます顕著になっており、かつ、法理学・法社会学・比較法の知識が欠かせなくなっている現代社会の状況に鑑み、民法学研究分野に属する学生であっても、これらの科目の履修をも考慮することが望ましい。

修士課程の院生としては、邦語・外国語の文献・資料を正確に理解して要約する能力、学修の成果を適切に構成して所定の時間内に発表する能力、積極的に質疑応答に参加して生産的な討論を行う能力などがその共通の学力である。

修士課程修了要件は、修士課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上（うち必修8単位）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することである。

(5) 研究指導について

①指導教授について

院生は、主として専攻する研究分野の教員ばかりでなく、他の研究分野の教員の指導を受けることもできる。さらに、院生は、指導教員が研究指導の中心的な役割を果たすので、研究資料の入手に便宜をはかってもらうことができ、また、論文作成等について論理的な表現力の訓練をも含めて行き届いた研究指導を受けることができる。

②研究指導の目標について

院生は、自己の研究課題を中心として任意の特論を聴講するとともに、文献の探索、外国語文献の読解力の充実、邦文・欧文の論文執筆の方法等を含む研究指導を受けることができる。

研究指導においては、基本的には、従来の研究水準の上にさらに一步を進めるための自主的な問題発見能力、新たな問題と取り組むために必要な文献・資料を自ら探索して発見する能力（内外のオンラインによるデータベースの利用を含む。）、さまざまな角度からの批判を予想しながら、論理的な文章で説得的に論旨を展開する能力を養成する。

③教育研究水準の確保について

大学院法学研究科では、研究者を目指す者については修士論文の完成を目標に履修指導・研究指導を行うが、いまひとつ「司法書士の養成」など「高度の専門的職業人」の人材養成をも目標としているから、専門職を目指す者については専門的職業人の養成を目標に履修指導・研究指導を行う。

(6) 修士（法学）論文および最終試験について

桐蔭横浜大学大学院学則第30条により、修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学すること、30単位以上（うち必修8単位）を修得すること、かつ、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に合

格することである。

修士論文の審査において、修士論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、法律学専攻の研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを示すに足りるものと認められたとき合格となる。最終試験は、修士論文の審査に合格した者に対して行う。

ここで、桐蔭横浜大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）に従って、修士論文の作成および提出について説明する。

①修士の学位申請書（学位規程第8条）

今年度3月に修士課程を修了しようとする者は、学務部で交付する書式の「学位申請書」に必要事項を記載して指導教授の承認印を得たのち、「学位申請書」を10月最終土曜日正午までに学務部へ提出して下さい。

なお、「学位申請書」を提出したのちに論文題目を変更しようとする者は、学務部で交付する書式の「学位申請変更届」を学務部へ直ちに提出して下さい。また、修士論文を提出せず、在学期間を延長しようとする者は、学務部で交付する書式の「在学期間延長願」を学務部へ提出して下さい。

②修士論文の審査基準

1. オリジナリティーのある論文であること。
2. そのために、既存の先行研究を十分に検討していること。
3. 国内的研究状況に照らして有意義な成果であること。
4. 執筆者の文と引用文とを明確に区別できること。注および参考文献が漏れなく示されていること。
5. 40,000字以上を目安とする。ただし、博士課程へ進学しない場合、あるいは留学生については、指導教授の判断で、これより小規模のものであっても、20,000字以上を目安として、修士論文の規模に達したものとする。

③修士論文の提出期限

「学位申請書」または「学位申請変更届」を提出した者は、修士論文および要旨を1月第2土曜日正午までに学務部へ提出して下さい。（ただし、その土曜日に大学入試センター試験が実施されるときは、その土曜日に続く月曜日午前10時を提出期限とします。）

なお、期限後は、いかなる理由があっても受理しません。

④最終試験（学位規程第11条）

最終試験は、修士論文の審査に合格した者に対して、その後に指定する期日にこれを実施します。

⑤提出論文の扱い

提出した修士論文1部は、大学情報センターに保管します（学位規程第29条）。

博士後期課程専攻案内

(1) 法律学専攻について

大学院法学研究科博士後期課程は、すべての法分野について、広く国際的な視野に立った教育と研究を行うことを目標として、学生が細かい専攻の枠にとらわれずに、自主的に任意の法分野の研究を行うことができるように、単一の法律学専攻のみをおく。

その法律学専攻のなかに、相互の関連性の高い法分野を考慮して、次の4つの「研究分野」に区分する。

研究分野

- (イ) 公法学研究分野
- (ロ) 刑事法学研究分野
- (ハ) 民事法学研究分野
- (ニ) 基礎法・比較法学研究分野

(2) 研究分野の特色について

(イ) 公法学研究分野

公法学研究分野では、次のように指導する。

まず、憲法に関する研究指導では、憲法の意義について、外国の基本的な文献を読解して憲法概念の多義性やその性格の歴史性およびイデオロギー性等を明確に理解するように指導する。この指導を通じて、憲法についての認識と憲法の解釈との関係について、自説を構築しながら、その展開をも図る能力を養成する。つぎに、行政法に関する研究指導では、行政訴訟の機能の拡大とその限界を行政法理論および行政裁判実務との関連から探求し、また、行政訴訟を裁判所の管轄とする日本の現行制度とドイツやフランスにおける行政裁判制度との比較検討を指導する。この指導を通じて、近時における行政手続法や環境影響評価法の制定を踏まえて、行政処分取消訴訟の訴えの利益ないし原告適格、行政処分の違法事由、無名抗告訴訟の拡充、取消訴訟の判決の効力等をめぐる新たな視点を養成する。さらに、国際法に関する研究指導では、現代国際法と国際連合内部法との相互作用的発達を視点に、近代国際法と現代国際法との特質と法規象とを対比しつつ、世界的諸問題の解決に必要な法体系について研究指導する。

(ロ) 刑事法学研究分野

刑事法学研究分野では、次のように指導する。

まず、刑法に関する研究指導では、刑法理論における根本的な主義の対立と個々の解釈論上の問題の解決との関係を中心にして、現在の刑法理論に解決が求められている重要な課題について指導する。この指導を通じて、犯罪の客観的把握と主観的把握との対立や問題的思考と体系的思考との対立、刑事政策的観点の刑法への導入の是非をめぐる対立などについて学説や判例を視野に入れつつ、自説を構築する能力を養成する。つぎに、刑事訴訟法に関する研究指導では、日本の刑事訴訟法の運用の実情を検討するとともに諸外国の立法例をも参考としつつ、とくに刑事裁判における事実認定について供述証拠の信用性の吟味、状況証拠の証明力の評価等の点で過去の事例を中心とする研究を指導する。この指導を通じて、被告人の防御権

を手続的に保障し、適正かつ効率的な証拠調べ手続による迅速な裁判の実現について考察する能力を養成する。

(ハ) 民事法学研究分野

民事法学研究分野では、次のように指導する。

まず、民法に関する研究指導では、現代社会において民法を適用するに当たって考慮すべき問題点を摘出し、当該の問題に係る民法典の各条文の制定過程における資料や参考とされた外国法の内容、民法典制定後の解釈適用の歴史等を検討し、現在における比較法的方法による考察をも加えて、解釈論の研究を指導する。とくに現代社会において重要な課題となっている医療倫理、医療水準と医師の注意義務および医療過誤紛争の他、経済取引および金融機関の問題等に関する民事上の諸問題の研究を指導する。つぎに、商法に関する研究指導では、企業活動をめぐる商事上の諸問題、とくに手形・小切手法理論上の諸問題に対する比較法的方法による解決の研究を指導する。さらに、民事の諸法に関する研究指導では、経済法についてはカルテルの法規制について比較法的方法による研究を指導し、国際私法については国際私法規定の構造論から法律関係の性質決定論や連結素の確定論といった総論の課題に関して比較法的方法による問題解決の研究を指導する。最後に、民事訴訟法に関する研究指導では、民事訴訟の観点から、民事訴訟制度の社会的・歴史的な背景と現代的な問題状況、とくに訴訟主体の役割について比較法的方法による研究を指導し、裁判外紛争処理の観点から、今後の世界的潮流を洞察しつつ、裁判上の処理と裁判外の処理との対比を意識して歴史的経緯や基本理念、手続構造ないし手続規則の研究を指導する。

なお、司法書士養成のコースでは、登記実務を中心に書式実習を行う。

(二) 基礎法・比較法学研究分野

基礎法・比較法学研究分野では、次のように指導する。

基礎法・比較法に関する研究指導では、法圏ごとの法文化的区分を前提として、イギリスとドイツを中心としたヨーロッパ近代法の形成過程とその社会的・思想的背景および現代における近代法の変質に関する研究を指導する。

以上、4つの研究分野に共通する研究指導の方法は、国際的な視野から法律学を研究するために、諸外国の法システムや法と日本の法制度や法律との比較法的方法である。これによって、独創的な考察を加えて、もって日本の法律に対する理論的かつ斬新な解釈を展開するような研究を指導する。

あわせて、コンピュータ・ネットワークを利用した外国法情報の検索、さらには、外国法情報や文献の解読・解釈などの外国法研究の導入的な指導をも行う。

(3) 博士論文の審査基準

1. オリジナリティーのある論文であること。
2. そのために、既存の先行研究を十分に検討していること。
3. 国際的な研究状況に照らして有意義な成果であること。
4. 執筆者の文と引用文とを明確に区別できること。注および参考文献が漏れなく示されていること。
5. 60,000字以上であること。

2. 履修案内

(1)履修申告について

授業を受けるためには、定められた期間内に学務部で履修手続をしなければなりません。履修申告されていない授業科目は、たとえ授業に出席しても、試験を受けることはできず、単位も認定されません。

病気その他やむを得ない事情により、定められた期間内に手続ができない場合は、手続期限前に学務部に連絡して下さい。事前の連絡がなく提出期限が過ぎた履修申告書は、一切受け取りません。

履修申告書は、各学期の履修申告期間に指導教員の確認印を得てから学務部へ提出して下さい。

※博士後期課程は、履修申告の手続は必要ありません。

(2)教職課程について

教職専修免許の取得を希望する場合は、学部で取得している免許の種類に応じて、対象科目の中から24単位以上を修得しなければなりません。対象科目は、別表担当教員組織表の教職専修免許欄の略字で示してあり、次のとおりです。

法律学専攻

社：社会専修免許対象科目

公：公民専修免許対象科目

(3)成績評価について

①修士課程

A、B、C、Dによる評価

- 申告された授業科目の履修成績は、各担当教員による成績評価の方法と基準によって合格か不合格かが認定されます。成績の採点は、100点満点で行われ、60点以上を合格とし、その授業科目の単位が与えられます。

成績評価の表示はA、B、C、Dによって行われ、その点数区分は以下のとおりです。

A：80点以上100点

B：70点以上80点未満

C：60点以上70点未満

D：60点未満（不合格）

- 成績は上記評価により、学期ごとに次の学期始めに本人に配付されます。

②博士後期課程

合否による評価

- 授業科目の履修成績は、各担当教員による成績評価の方法と基準によって合格か不合格かが認定されます。

成績評価の表示は以下のとおりです。

合：合格

不：不合格

- 成績は上記評価により、学期ごとに次の学期始めに本人に配付されます。

(4)休講、授業連絡、事務連絡等について

休講、補講、集中講義、あるいは試験日程など授業に関連した一般的な連絡、または、特定の学生に対する呼出し・連絡などは、すべて掲示板を通じて行われます。掲示内容に疑問があれば、ただちに学務部の窓口もしくは担当教員に連絡をしてください。

* 本学のホームページでも休講・補講情報が閲覧できます。

パソコン等 <https://unipa.toin.ac.jp/uprx/>

呼出しや授業連絡、学位論文などについては掲示板でしか知ることのできない内容も多いので、必ず掲示板を見るようにしてください。

◎法学研究科掲示板は、法学部棟（J棟）1階に設置しています。